

男女共同参画社会をめざして

今日、私たちを取り巻く社会・経済環境は、少子・高齢化、高度情報化並びに国際化などの急激な進展、家族形態の変化や個人の価値観・ライフスタイルが多様化するなど、状況は大きく変化してきました。

こうした中、だれもが安心して心豊かに暮らせる社会を築くためには、女性も男性も性別に関わりなく、お互いにその人権を尊重し、家庭や社会での喜びも責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が、重要な課題であると考えます。

本市は、旧東郷町と平成18年2月に合併し、人と人、人と自然、人と歴史のつながりを大切にしつつ、新たなまちづくりの第一歩を踏み出しました。

これまでも、男女共同参画社会の実現を目指して、様々な施策の推進に取り組んできましたが、新市においてさらなる推進を図っていくという決意を持って、新たに「第3次日向市男女共同参画プラン」を策定しました。この計画を推進し実効性あるものとするためには、市民、事業所、関係各機関の皆様の連携と協力とともに、一体となった取り組みが必要です。今後とも一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

この計画の策定にあたり、貴重なご意見をお寄せいただきました多くの方々をはじめ、熱心にご審議いただきました日向市男女共同参画プラン策定委員会の皆様に対しまして、心から感謝を申し上げます。

平成19年3月

日向市長 黒 木 健 二



第1章 計画策定の概要

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の性格	1
3. 計画の期間	1
4. 計画の特徴	2

第2章 計画策定の背景

1. 男女共同参画の動き	3
2. 社会・経済環境の変化	5

第3章 計画の内容

基本理念	9
1. 基本施策Ⅰ	13
2. 基本施策Ⅱ	19
3. 基本施策Ⅲ	24
4. 基本施策Ⅳ	29

第4章 計画の推進に向けて

1. 市民と連携した計画の推進	32
2. 市役所内の推進体制の充実・強化	32
3. 国・県・近隣市町村・関係機関との連携	32
4. 進捗状況の点検・評価	32

第5章 計画の数値目標

《参考資料》

男女共同参画社会基本法	36
男女共同参画基本計画（第2次）の体系	40
日向市男女共同参画社会づくり懇話会要綱	42
日向市男女共同参画行政推進会議設置規程	43
日向市男女共同参画プラン策定委員会設置要綱	45
プラン策定の経過	46
男女共同参画社会づくりのあゆみ	47

第 1 章 計画策定の概要

1. 計画策定の趣旨

日向市を取り巻く社会・経済環境は、産業・経済構造の変化、少子高齢化の一層の進行、旧東郷町との合併など、大きく変化し、地域生活に根差した人権・環境にかかわる問題など様々な地域課題が顕在化しています。

このような変化に対応し、より豊かな地域生活を実現するためには、地域づくりのあらゆる取組みに「人権」の基軸を貫き、進展する地方分権社会の動向を踏まえた新しい地域づくりの推進が求められています。そのためには、本市に暮らすすべての人の人権尊重を基盤に、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が緊要な課題となっています。

本計画は、男女共同参画社会の実現を目指し、市民・事業所・団体・地域・行政等が取り組むべき施策・事業を具体的に示すとともに、本市における男女共同参画政策がより一層組織的な取組みとして展開されるよう推進体制を確立し、男女共同参画政策を総合的・体系的に推進するために策定するものです。

2. 計画の性格

- (1) 本計画は、平成11年（1999年）6月に公布・施行された男女共同参画社会基本法の趣旨を踏まえて策定しました。
- (2) 本計画は、男女共同参画社会基本法に基づく国の法定計画である「男女共同参画基本計画（第2次）」を上位計画とし、新しい日向市総合計画やそれに基づく部門別計画との整合性を図り策定しました。
- (3) 本計画は、平成13年（2001年）3月に策定した「日向市男女共同参画プラン」の成果を引き継ぎ、策定しました。
- (4) 本計画は、市民の意見を反映し、地域の特性を考慮したものになるよう、平成16年10月に実施した（旧東郷町域においては、平成18年5月）「男女共同参画社会づくり市民意識調査」の結果や男女共同参画プラン策定委員会からの意見などを踏まえて策定しました。

3. 計画の期間

平成19年度（2007年度）から平成23年度（2011年度）までの5年間とします。

4. 計画の特徴

(1) 重点的施策の明確化

① 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

市民と行政の協働システムを構築するために、登用や役員選出に関する慣行の見直しに取り組み、あらゆる分野における政策・方針決定過程への男女共同参画を推進します。

② 「日向市男女共同参画推進条例(仮称)」の制定

男女共同参画社会の実現は行政だけの努力で実現するものではなく、市民、事業者等も含めたすべての人の取り組みが不可欠です。そのため、本市では、行政・市民・事業者等の協働の取り組みを推進する基盤として男女共同参画推進条例（仮称）を制定します。

③ 男女共同参画社会づくり推進ルーム「さんぴあ」の充実、強化

男女共同参画社会づくり推進ルーム「さんぴあ」において、市民のニーズに応じた事業の展開を行うとともに、活動拠点としての機能の充実、強化を図っていきます。

④ 男女共同参画推進協力校の指定

学校教育に男女共同参画概念を浸透させるために男女共同参画推進協力校を指定し、学校教育における男女共同参画について研究します。

⑤ 男女共同参画推進リーダーの育成

本市における男女共同参画概念の定着と深化を目指して、男女共同参画推進リーダーを育成します。

(2) 数値目標の設定

本計画を具体的に推進するために、数値目標を設定します。

第2章 計画策定の背景

1. 男女共同参画の動き

(1) 世界の動き

国連は、女性の地位向上を目指した世界的規模の行動を推進するために、昭和50年（1975年）を「国際婦人年」と決めました。同年メキシコシティーで「国際婦人年世界会議」において、女性の地位向上を目指すための各国のガイドラインとなる「世界行動計画」が採択されました。さらに、同年の国連総会では、昭和51年（1976年）から昭和60年（1985年）までを「国連婦人の10年」とし、そのテーマを「平等・発展・平和」とすることが宣言され、女性の地位向上に大きな進展をもたらすことになりました。

また、昭和54年（1979年）の国連総会において、女子差別をなくすために必要な措置を規定した「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択されました。この条約は、実質的な男女平等を実現するために、法律・制度の見直しや改正を迫り、文化・慣習などの修正や廃止を含む措置を取るよう要求しており、これによって各国において男女平等に向けての具体的諸施策が一層促進されることとなりました。

昭和60年（1985年）には、ナイロビで「国連婦人の10年最終年会議」が開催され、この10年間の成果を評価するとともに、「女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。また、平成7年（1995年）には、これを見直し、第4回世界女性会議が北京で開催され、「北京宣言」と「行動綱領」が採択され、女性の権利を人権として再認識し、女性に対する暴力を解決すべき喫緊の問題として扱ったことが注目されました。

平成12年（2000年）には、ニューヨークで「北京宣言及び行動綱領」の実施状況を評価・検討するための国連特別総会「世界女性2000年会議」が開催されました。その中で「21世紀に向けての男女平等・開発・平和」をテーマに論議され、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブに関する文書」が採択されました。

(2) 日本の動き

女性に関する総合的施策推進のため「国際婦人年」である昭和50年（1975年）に、内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」が設置され、昭和52年（1977年）には「世界行動計画」を受けて、向こう10年間の女性行政関連施策の方向を明らかにした「国内行動計画」が策定されました。

わが国は、昭和55年（1980年）の「国連婦人の10年中間世界会議」において、「女子差別撤廃条約」に署名し、その後、昭和59年（1984年）に国籍法、戸籍法の改正が、昭和60年（1985年）に男女雇用機会均等法^{*}の制定が行われるなど、男女平等に関する法律・制度面の整備が進めら

<男女雇用機会均等法>

正式には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」といい、女子差別撤廃条約を批准するため1985年（昭和60年）に制定され、1999年（平成11年）4月から、差別禁止規定、職場でのセクシュアル・ハラスメント防止が盛り込まれた改正法が施行されている。

また、2007年（平成19年）からは、これまでの法律が女性のみ対象とするものから、男女双方を対象とする性差別禁止法へ転換が図られた改正法が施行されます。

れ、昭和60年（1985年）に条約を批准しました。

その後、平成8年（1996年）に、前年に北京で開催された第4回世界女性会議で採択された行動綱領と、男女共同参画審議会から答申された「男女共同参画ビジョン」を受けて、「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。

また、平成11年（1999年）には、男女共同参画社会の実現に向けて法的根拠となる「男女共同参画社会基本法」が制定され、これに基づく法定計画である「男女共同参画基本計画（第1次）」が平成12年（2000年）12月に、「男女共同参画基本計画（第2次）」が平成17年（2005年）12月に策定されました。

(3) 宮崎県の動き

昭和53年（1978年）に、女性行政に関する施策についての連絡調整と総合的な企画・推進を図るために、副知事を会長とする「宮崎県婦人関係行政連絡会議」（平成2年「宮崎県女性行政関係連絡会議」に改称）が設置されました。

また、昭和54年（1979年）には、女性に関する施策を推進する総合的な窓口として、「青少年婦人課」（平成3年「女性青少年課」に改称）が設置され、女性施策についての本格的な取り組みが始められました。

さらに、昭和56年（1981年）に第三次宮崎県総合長期計画に「婦人対策の推進」が加えられ、昭和57年（1982年）には「婦人に関する施策の方向－婦人行動計画－」が策定され、宮崎県の女性施策の基本的方向が明らかにされました。その後、昭和62年（1987年）には、この計画を見直して発展させた「男女共同参画社会を築くための宮崎女性プラン」が策定されました。

さらに、第四次宮崎県総合長期計画に「男女共同参画社会づくりの推進」を重要課題として掲げ、平成4年（1992年）に「女（人）と男（ひと）ですすめるサンサンひむかプラン」が策定されました。

平成9年（1997年）には、第四次宮崎県総合長期計画の改訂に伴い、「ひむか女性プラン」を策定し、総合的な施策の展開が図られました。平成14年（2002年）には、「ひむか女性プラン」を発展させるとともに、男女共同参画基本法の趣旨を踏まえた「みやざき男女共同参画プラン」が策定されました。

推進体制の強化として、女性問題に関する県民の意識の高揚を図り、女性の自主的な交流活動を促進するため、平成3年（1991年）に「みやざき女性交流活動センター」が設置され、平成13年（2001年）9月に、宮崎県における男女共同参画社会づくりの活動拠点として「宮崎県男女共同参画センター」が設置され、相談事業を開始するなどの事業拡大が行われました。

さらに、平成15年（2003年）には、宮崎県の男女共同参画を促進するための基本理念や県、事業者及び県民の責務を明らかにし、施策の基本となる事項などを定めた「宮崎県男女共同参画推進条例」が施行されました。

(4) 日向市の動き

平成2年（1990年）から実行委員会形式による「女性フォーラム」（平成12年に「日向ひまわりフォーラム」に改称）を開催し、まちづくりに対する女性の積極的な参加がなされました。平成3年（1991年）には企画課内に女性行政担当主幹を配置するとともに、「日向市女性懇話会」（平成11年に「日向市男女共同参画社会づくり懇話会」に改称）を設置し、女性に関する施策を推進してきました。

さらに、平成6年(1994年)に、総合的な女性関連施策を全庁あげて推進するため、助役を会長とする「日向市女性行政推進会議」(平成12年に「日向市男女共同参画行政推進会議」に改称)を設置し、さらに、平成8年(1996年)に「日向市女性基本計画策定委員会」(平成12年に「日向市男女共同参画プラン策定委員会」に改称)を設置し、平成9年(1997年)に「日向市女性基本計画」(1996～2000)を策定しました。その計画に基づいて、女性問題に関する市民の意識の高揚を図り、女性の自主的な交流活動を促進するため、平成9年(1997年)に、「日向市男女共同社会づくり推進ルーム『さくら館』」を開設しました。

その後、平成13年(2001年)には、「日向市女性基本計画」を見直し発展させた「日向市男女共同参画プラン」(2001～2005)を策定し、本市における男女共同参画社会づくりの活動拠点としての機能をさらに強化・充実するため、『さくら館』を現在の「日向市男女共同参画社会づくり推進ルーム『さんぴあ』」として文化交流センター内に移転し、相談事業を開始するなどの新しい取組みを始めました。

2. 社会・経済環境の変化

(1) 人権の世紀

本市は、平成12年(2000年)に「人権教育のための国連10年」日向市行動計画を策定し、部落差別をはじめ、女性、子ども、高齢者、そして障がい者差別など、あらゆる差別の解消を目指して人権教育、啓発に取り組んできました。

日本国憲法には、すべての国民は個人として尊重され、性別などによる差別はされないとする基本的人権の保障が規定されています。しかしながら戦後60有余年を経過した今、男女共同参画社会の実現は道半ばです。男女共同参画の基本理念は人権の保障にあると言えます。このため男女共同参画社会づくりの課題解決のためには、常に人権に対する視点を中心に置かなければなりません。

「21世紀は人権の世紀」と言われています。しかし、様々な差別が現在そのまま残るならば、人権の世紀とは言えません。21世紀が、差別のない、真に健やかで豊かな社会となるために、市民・事業所・団体・地域・行政あげての取組みが求められています。

(2) 少子高齢化の進行

わが国の合計特殊出生率[※]は、昭和50年以降、基本的に低下し続け、平成17年には1.26人となり、人口規模を維持するために必要とされている2.08人を大きく下回っています。

このような少子化が進行する中で、平均寿命の伸長による高齢者の増加とあいまって、現在、わが国においては、少子高齢社会への対応が緊要の課題となっています。

本市においても、出生数が年々低下傾向にある中で、高齢化が進行し、平成19年3月1日現在では、高齢化率が22.26%と、住民の5人に1人以上が65歳以上の高齢者という現状にあります。

<合計特殊出生率>

15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当する。

このような現状にあって、更なる少子化の進行は、高齢化に一層の拍車をかけ、労働力人口の減少や、地域社会の活力の低下をもたらすなど、様々な問題が懸念されています。既に、少子化による労働市場への影響は現実のものとなっており、今後の労働力の確保については、主として女性や高齢者の就業に寄せられる期待がますます高くなってきています。

しかしながら、依然として固定的な性別役割分担意識*が根強く存在するわが国にあっては、女性が職業生活と家事・育児・介護などの家庭生活を両立することは、極めて困難な状況にあります。働く女性が安心して子どもを産み育てることができるよう、仕事と家庭の両立支援や働き方の見直しは、これからの時代に欠かすことができない少子化対策の重要な柱と言えます。そのためには社会の様々なシステムを見直すとともに、個人の意識の変革を図っていくことが必要です。

(3) 家族形態の変化

本市における世帯数及び一世帯あたりの人員の推移を見ると、昭和45年（1970年）に12,826世帯であった世帯数は平成12年（2000年）現在で21,619世帯へと、わずか30年の間におよそ7割の増加となっています。一方で、一世帯あたりの世帯人員は昭和45年（1970年）の3.7人から平成12年（2000年）現在で2.7人と減少しています。

この背景としては、核家族化が進行していること、価値観の多様化によって結婚や家庭に対する意識の変化がみられ、結婚という制度そのものを選択しない人も増加する傾向にあること、結婚後も決してその形にこだわらないという人々の意識も見られるようになってきていることなどがあげられます。

このような現状にあって、本市に暮らすすべての人の多様な生活形態・家族形態を尊重できる意識の啓発に取り組むことが必要です。

(4) 産業構造・就業構造の変化

国内経済活動の成熟化や経済のグローバル化、情報化の急速な進展などによるわが国の産業構造の変化は、長期雇用、年功序列賃金という旧来の雇用慣行に変化をもたらしました。

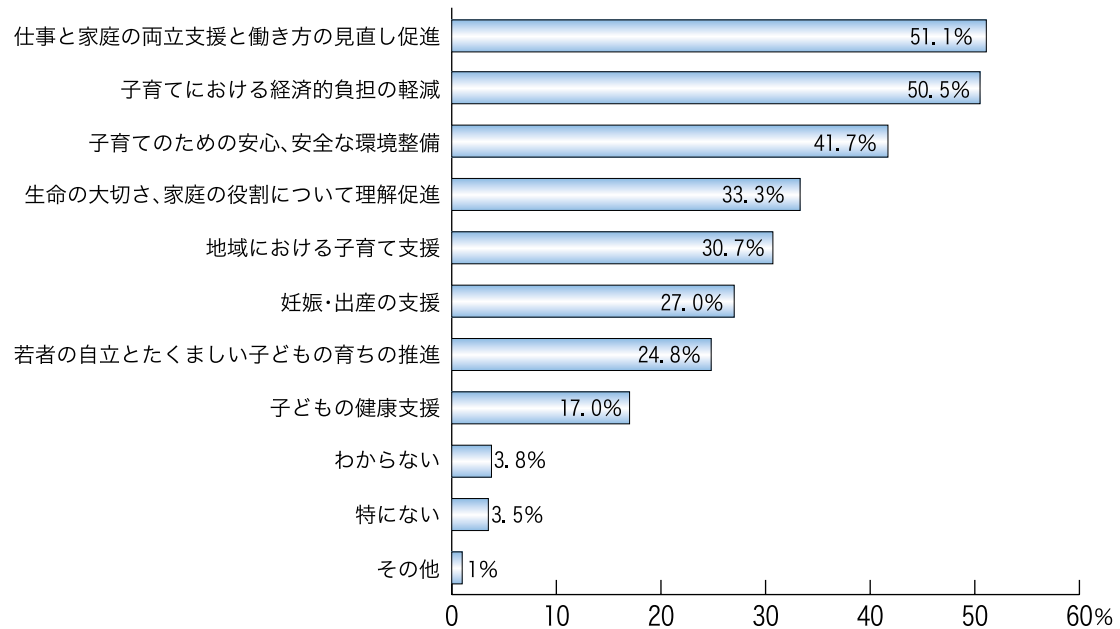
正規の職員・従業員が雇用全体に占める割合は、男女とも減少し、パートタイム労働・派遣労働等の非正規労働者の割合が上昇し、特に女性を中心とした労働者の非正規化が急速に進んでいます。

このような女性労働者の非正規雇用は、女性の就業機会の拡大や、多様な働き方を可能にしましたが、一方で、賃金や待遇面で正規雇用者との格差が大きく、社会問題となっています。今後は、少子高齢化に伴う若年労働力の不足により、これまで以上に女性の労働力に期待が寄せられるところであり、男女の均等な機会や待遇の確保、育児・介護休業制度の普及・定着などとともに、女性も男性も共に生活者であり、労働者であることを念頭においた、就業環境の整備が求められています。

<固定的な性別役割分担意識>

「男は仕事、女は家庭」というように、性別によって役割や責任を固定化してしまう概念をいう。性別役割分担意識は、一人ひとりが持つ能力や個性、適正などの違いとは関係なく性別で固定化してしまい、多様な自己実現意欲や生き方や働き方を制約し、女性の経済的自立や男性の生活レベルでの自立、精神的自立を阻害する原因にもなっている。

少子化対策で特に期待する政策(主なもの)



(複数回答)内閣府「少子化対策に関する特別世論調査」(平成16年)より作成



市民意識調査結果にみる市民の意識

資料出所：旧日向市市民意識調査 平成16年10月

調査実施主体：日向市男女共同参画社会づくり懇話会

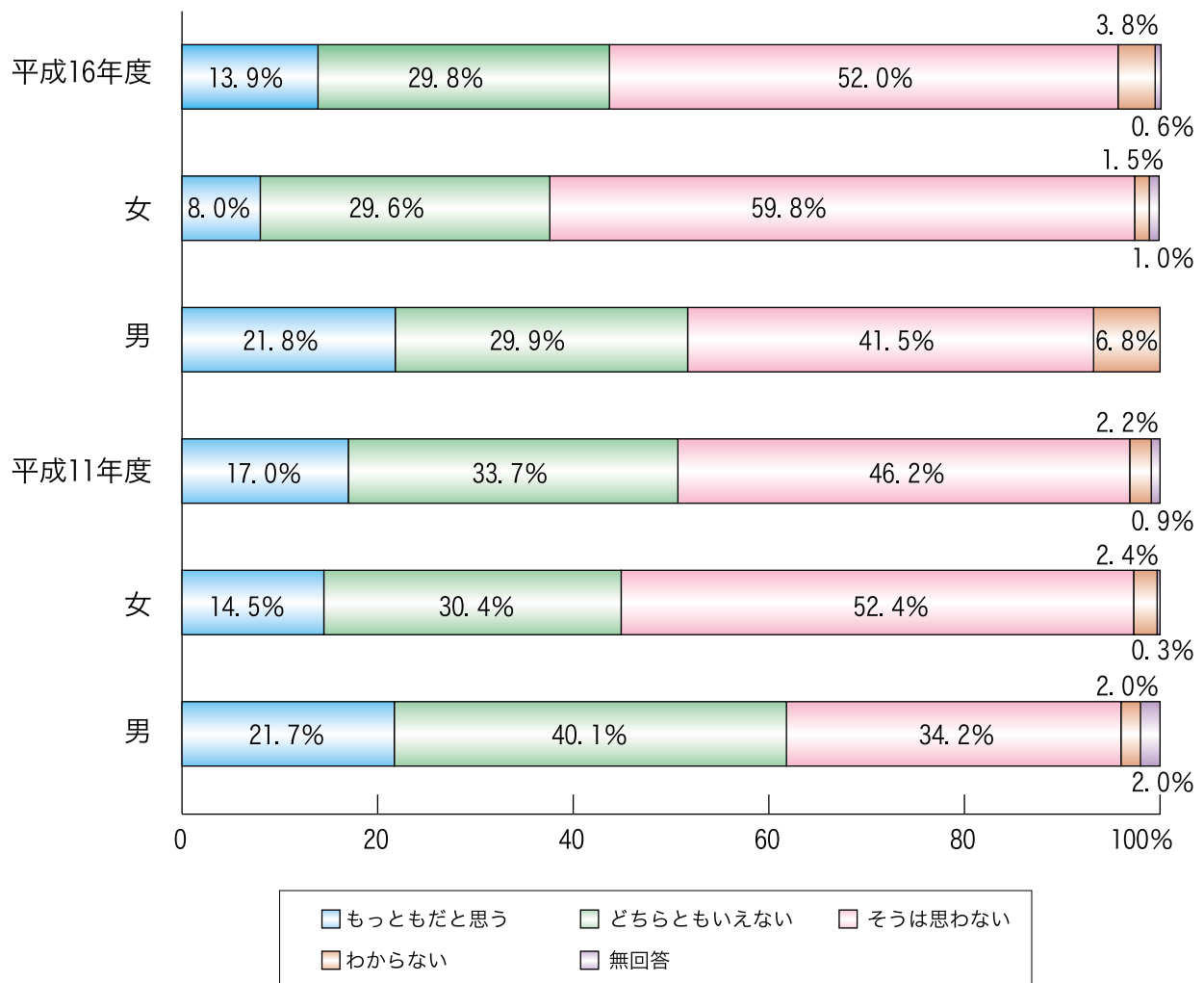
「男は仕事、女は家庭」という考え方について

市民意識調査結果にみる市民の意識

(資料出所) 旧日向市市民意識調査 平成16年10月

調査実施主体 日向市男女共同参画社会づくり懇話会

「男は仕事、女は家庭」という考え方について



第3章 計画の内容

基本理念

一人ひとりが大切にされるまち日向

本市の未来を拓く男女共同参画社会※の実現に向けては、市民一人ひとりが個人として尊重され、その個性と能力が十分に発揮されるよう、一人ひとりの人権の確立を目指していかなければなりません。

しかしながら、依然として人権の確立を目指す上で大きな課題となっている、性別に起因する様々な問題があり、男女共同参画社会の実現に向けた更なる取組みの推進が求められています。

本市における男女共同参画社会の実現に向けたあらゆる分野の取組みが、「男女の人権の尊重」を基盤に行われるよう「一人ひとりが大切にされるまち日向」を基本理念に、本計画を策定し、男女共同参画社会づくりを推進します。

<男女共同参画社会>

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に平等に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。

施策の体系

基本施策

I

人権の確立に向けた「男女の人権の尊重」への取組みを充実します

II

「男女の人権の尊重」に向けて、個人として能力を発揮する機会が確保され、仕事と生活の調和が図られる就業環境の整備に取り組みます

III

「男女の人権の尊重」に向けて、多様な生き方が尊重され、だれもが安心して暮らせる環境の整備に取り組みます

IV

「男女の人権の尊重」を踏まえて、市民協働による地域づくりに取り組み「一人ひとりが大切にされるまち日向」を目指します

重点課題

1. 「男女の人権の尊重」に向けた教育・学習の充実と環境の整備

2. 女性の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の根絶を目指す環境の整備

3. 一人ひとりの個人としての尊厳を擁護する（まもる）「性」の尊重

1. 雇用の場における男女間格差の是正に向けた環境の整備

2. 農林水産業・商工自営業等に従事する女性の就業環境の整備

3. 多様な働き方の選択を可能にする就業環境の整備

4. 仕事と生活の調和が図られる就業環境の整備

1. 地域社会全体で子育てを支える環境の整備

2. 多様な生活形態が尊重され、様々な生活課題に対応できる環境の整備

3. 高齢期の安心・安定した地域生活を支えるための男女共同参画概念に基づく環境の整備

1. あらゆる分野における政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

2. 市民協働による地域づくりに向けた環境の整備

施策の方向

- (1) 性別に起因する人権の問題に注目する男女平等教育・学習の充実
- (2) 人権教育の啓発を担う指導者の育成
- (3) 固定的な性別役割分担等「男女の人権の尊重」を阻む、あらゆる場における慣行の見直し
- (4) 男女共同参画概念の定着と深化に向けた広報・啓発の充実

- (5) DV(ドメスティック・バイオレンス)の防止・救済に向けた環境の整備
- (6) セクシュアル・ハラスメントの防止・救済に向けた環境の整備
- (7) 女性に対するあらゆる形態の暴力の防止・救済に向けた環境の整備

- (8) 多様なライフスタイルに対応する生涯を通じた健康づくりの促進
- (9) 社会的性別(ジェンダー)を助長するような表現の見直し

- (1) 男女雇用機会均等法等の履行確保の促進
- (2) 雇用の場における主体的な取組みを促進する支援体制の整備

- (3) 農林水産業・商工自営業従事者等の男女間格差の是正に向けた環境の整備
- (4) 農林水産業・商工自営業等における企画立案・方針決定過程への女性の参画の拡大

- (5) パートタイム労働・派遣労働等、非正規雇用にかかわる就業環境の整備
- (6) 女性の就業にかかわる様々な課題に対応するチャレンジ支援策の充実

- (7) 仕事と生活の両立を支える就業環境の整備

- (1) 多様な子育てニーズに対応できる子育て支援策の充実
- (2) 児童虐待の防止・救済に向けた環境の整備
- (3) 地域社会全体で子どもをはぐくむ支援体制の整備

- (4) ひとり親家庭の生活安定と自立に向けた支援体制の充実
- (5) 単身世帯等の様々な生活課題を支援する環境の整備

- (6) 高齢期の自立を見据えた男女共同参画概念に基づく教育・学習の充実
- (7) 高齢者の社会参画を促進する環境の整備
- (8) 男女共同参画概念を基盤にした介護環境の整備

- (1) 政策・方針決定過程における女性の参画の拡大

- (2) 地域づくりへの多様な主体の参画を促進する体制の整備
- (3) 地域生活の視点に立った市民活動の促進を図る人材の育成

本計画が目指す男女共同参画社会のすがた

人権

- 互いの性と個性を尊重し、自立心を持ち協力し合う子どもたちが育ちます。
- 性別による役割分担に制約されず、個人の能力、興味にあった進路選択を行います。



就業

- 雇用機会や待遇などの男女格差が解消され、個性、能力、意欲などが十分に発揮できます。
- 家庭生活とバランスのとれた労働時間で、男女が共にゆとりと充実感をもって働き続けます。



個人として
尊重される

だれもが
個性と能力
を発揮できる

一人ひとりが大切に
されるまち日向

だれもが
安心して
暮らせる

だれもが
家庭・地域で
活躍できる



暮らし

- 男女が、共に積極的に家事・育児・介護などに参画し、喜びも苦労も分かち合います。
- 一人ひとりが、家庭の一員として大切にされ、お互いの協力により、豊かで充実した家庭生活を送ります。
- すべての人が生涯を通じた健康づくりや健康管理を行います。
- 社会制度や各種サービスを利用して、子育てや介護を行います。

コミュニティー

- 地域に残る固定的な性別役割分担意識に基づく古い慣習やしきたりが見直され、一人ひとりの考え方や行動が尊重されます。
- 男女が積極的に企画や方針決定にかかわり、共に豊かで住みよい地域づくりに貢献します。

基本施策 I

人権の確立に向けた「男女の人権の尊重」への取組みを充実します。

わが国では、日本国憲法において個人の尊重と法の下での平等がうたわれて以来、すべての人が平等に生きることのできる社会の実現を目指して様々な取組みが進められてきました。

しかしながら、私たちの社会には、社会的性別(ジェンダー※)に基づく意識や価値観が根強く存在し、本来、多様なあり方が認められるべき一人ひとりの生き方の選択を阻む要因にもなっています。

このような現状を踏まえて、すべての人の個人としての尊厳が尊重される人権の確立に向けて、本市で行われるあらゆる分野の取組みにおいて、「男女の人権の尊重」を基盤とした施策の展開をすることが重要です。

重点課題 1. 「男女の人権の尊重」に向けた教育・学習の充実と環境の整備

施策の方向

- (1) 性別に起因する人権の問題に注目する男女平等教育・学習の充実
- (2) 人権教育の啓発を担う指導者の育成
- (3) 固定的な性別役割分担等「男女の人権の尊重」を阻む、あらゆる場における慣行の見直し
- (4) 男女共同参画概念の定着と深化に向けた広報・啓発の充実

性別による偏見・差別は、依然として根強く存在しており、男女共同参画社会の実現に向けて、一人ひとりが「男女の人権の尊重」を意識することは、本計画の基盤にかかる重要な課題です。

本市においては、学校・家庭・地域におけるあらゆる機会を通じて、年齢や性別にかかわらず生涯にわたって、人権にかかわる教育・学習機会を提供するとともに、それらの教育にあたる人材の育成に努めます。

さらに、地域社会における固定的な性別役割分担意識※の是正に向け、慣行の見直しや、男女共同参画概念の定着と深化を図るため積極的な広報・啓発を行います。

<ジェンダー>

生まれる前に決定されている生物学的な性の違い(セックス)に対して、男はこうあるべき、女はこうあるべきなどといった社会的・文化的に作られた性差のことです。このジェンダー意識にこだわりすぎると、個性や能力を発揮する妨げにもなります。

<固定的な性別役割分担意識>

「男は仕事、女は家庭」というように、性別によって役割や責任を固定化してしまう概念をいう。性別役割分担意識は、一人ひとりが持つ能力や個性、適正などの違いとは関係なく性別で固定化してしまい、多様な自己実現意欲や生き方や働き方を制約し、女性の経済的自立や男性の生活レベルでの自立、精神的自立を阻害する原因にもなっている。

【施策の方向・具体的施策】

施 策 の 方 向	具 体 的 施 策
(1) 性別に起因する人権の問題に注目する男女平等教育・学習の充実	①男女共同参画の視点に立った幼児教育・学校教育の充実 子どもたちが性別にとらわれずお互いの個性や能力を尊重し、能力を伸ばすことができるよう、多様な個性を重視する男女平等教育を推進します。これを推進するための方策として、男女共同参画推進協力校を指定するなど、教育における男女共同参画概念の浸透を図ります。
	②男女共同参画の視点に立った家庭教育の充実 家庭における固定的な性別役割分担意識 [※] の解消を目指し、男女が共に家事・育児・介護などの家族的責任を担うことを促進するための広報・啓発を図ります。
	③男女共同参画の視点に立った生涯学習の充実 慣習やしきたりに見られる固定的な性別役割分担意識 [※] の解消を目指し、男性の家庭生活の自立を支援するとともに、男女共同参画に関する広報・啓発を図ります。
	④子どもの権利の尊重 子ども一人ひとりの多様な生き方や価値観を尊重するとともに、それぞれの人格を認め、子どもの最善の利益が最大限尊重されるための広報・啓発を図ります。
(2) 人権教育の啓発を担う指導者の育成	①教職員など関係者への意識の啓発 男女共同参画の視点に立って教職員などの意識の変革と指導力の向上を図るため、教職員、幼稚園教諭、保育士などの研修の強化に努めます。
	②人権教育を担う人材の研修の充実 指導者を育成するために、男女共同参画の視点に立った研修や男女共同参画概念の意識を高めるための研修を行います。
(3) 固定的な性別役割分担等「男女の人権の尊重」を阻む、あらゆる場における慣行の見直し	①男女共同参画の視点からの慣行・慣習の見直し 女性蔑視や偏見から来る慣行・慣習などを男女共同参画の視点から見直し、気づきを促す講座等を実施し、積極的に啓発に努めます。

＜固定的な性別役割分担意識＞

「男は仕事、女は家庭」というように、性別によって役割や責任を固定化してしまう概念をいう。性別役割分担意識は、一人ひとりが持つ能力や個性、適正などの違いとは関係なく性別で固定化してしまい、多様な自己実現意欲や生き方や働き方を制約し、女性の経済的自立や男性の生活レベルでの自立、精神的自立を阻害する原因にもなっている。

(4) 男女共同参画概念の定着と深化に向けた広報・啓発の推進	①意識を高めるための広報・啓発 行政、市民、事業者、教育に携わる者などが、男女共同参画社会づくりに共通した認識を持ち、それぞれの責務を明確にし、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための根拠となるよう「日向市男女共同参画推進条例(仮称)」を制定します。
	②男女共同参画に関する情報の提供 男女共同参画を推進するための国や県の取組み、法令等の周知など、男女共同参画に関するあらゆる情報を収集し、市民に提供します。
	③男女平等意識の醸成を図る講座・フォーラム事業の実施 男女平等意識の醸成を図るための各種講座やフォーラム事業を実施します。
	④市の広報・刊行物などにおける男女共同参画概念を踏まえた表現の推進 市の作成する広報・刊行物などにおける男女共同参画概念の視点を踏まえた表現の推進に努めます。
	⑤市職員の男女共同参画概念に関する理解の推進 市政を担う職員一人ひとりが、男女共同参画概念に基づいて職務にあたるよう研修の充実を図るとともに、意識改革に積極的に取り組みます。

重点課題 2. 女性の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の根絶を目指す環境の整備

施策の方向

- (5) DV(ドメスティック・バイオレンス)※の防止・救済に向けた環境の整備
- (6) セクシュアル・ハラスメント※の防止・救済に向けた環境の整備
- (7) 女性に対するあらゆる形態の暴力の防止・救済に向けた環境の整備

DVやセクシュアル・ハラスメントは、これまで長い間、個人的な問題として認識されてきました。しかしながら、DVやセクシュアル・ハラスメントなど、女性に対する様々な形態の暴力を生み出す背景には、女性の人権の軽視など女性に対する偏見や差別、被害女性に対する社会の不十分な理解等があり、その防止と救済に向けた対応には、個人の問題の域にとどめず、社会の構造的な問題であると認識することが重要です。

本市では、女性の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の根絶を目指し、暴力の防止と被害者救済に向けた様々な環境の整備に取り組むとともに、女性の人権について理解を深めるための広報・啓発を推進します。

<DV(ドメスティック・バイオレンス)>

日本語に直訳すると「家庭内暴力」となりますが、一般的には、夫や恋人など親密な関係にある、又はあった男性から女性に対して振るわれる暴力のことをいいます。

<セクシュアル・ハラスメント>

相手の意に反する性的な言動などのいやがらせのことをいいます。最近では職場のみならず、学校でのセクシュアル・ハラスメントも問題になっています。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的うわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の提示などさまざまなものが含まれます。

【施策の方向・具体的施策】

施 策 の 方 向	具 体 的 施 策
(5) DV(ドメスティック・バイオレンス※)の防止・救済に向けた環境の整備	①DVの防止・救済に向けた支援体制の整備 DV防止法に基づく関係機関との連携を強化するなど、弾力的な支援体制の確立に努めるとともに、DVの防止・救済にあたる人材の育成を行います。
	②DV被害者の保護・自立支援 DV被害者の保護と自立支援を促進するため、被害者の一時保護や居住者の安定を確保するために市営住宅に優先入居できるよう引き続き取り組むとともに、その他の自立支援策などについて検討します。
(6) セクシュアル・ハラスメント※の防止・救済に向けた環境の整備	①雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止・救済に向けた広報・啓発 市内の事業所に対して、男女雇用機会均等法に基づき、セクシュアル・ハラスメントに関する就業規則や相談窓口の設置などの雇用管理上の措置義務について周知・啓発を図ります。
	②教育の場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止・救済に向けた広報・啓発 教育の場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止・救済に向けた研修・相談窓口の設置など、環境の整備を行います。
	③地域のあらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止・救済に向けた広報・啓発 地域のあらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止・救済に向けた広報・啓発を図ります。
(7) 女性に対するあらゆる形態の暴力の防止・救済に向けた環境の整備	①女性の人権を侵害する暴力防止についての広報・啓発 ストーカー規制法※等の周知・徹底を図るとともに、女性に対する暴力は人権を著しく侵害する行為であるという意識の浸透を図るため、あらゆる機会を捉えて徹底した広報・啓発を図ります。

<DV(ドメスティック・バイオレンス)>

日本語に直訳すると「家庭内暴力」となりますが、一般的には、夫や恋人など親密な関係にある、又はあった男性から女性に対して振るわれる暴力のことをいいます。

<セクシュアル・ハラスメント>

相手の意に反する性的な言動などのいやがらせのことをいいます。最近では職場のみならず、学校でのセクシュアル・ハラスメントも問題になっています。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的うわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の提示などさまざまなものが含まれます。

<ストーカー規制法>

正式には、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」といい、この法律では、「ストーカー行為」の前段の行為である「つきまとい行為等」について、警察本部長等による警告や公安委員会が発する禁止命令により規制を行うとともに、「ストーカー行為」や「禁止命令違反」について、罰則により処罰を行うこととなっている。また、被害防止のため自ら対処しようとしている被害者の申し出に応じて、警察本部長等が自営措置等の教示等の援助を行うことも規定されている。

	②男女共同参画概念を踏まえた相談体制の確立 本市で行う各種相談業務が男女共同参画概念を基盤に行われるよう、各種相談にあたる相談員の人権問題に関する意識の向上に取り組みます。
--	--

重点課題 3. 一人ひとりの個人としての尊厳を擁護する(まもる)「性」の尊重

施策の方向

- (8) 多様なライフスタイルに対応する生涯を通じた健康づくりの促進
- (9) 社会的性別（ジェンダー※）を助長するような表現の見直し

性別にかかわらず、一人ひとりが身体的特質を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に思いやりをもって生きていくことが、男女共同参画社会の形成の推進に当たっての前提となるものです。

一人ひとりが心身及びその健康について正確な知識と情報を入手し、多様なライフスタイルに対応する生涯を通じた健康づくり事業を促進します。

また、あらゆるメディアから発信される情報について、社会的性別（ジェンダー※）を助長するような表現の見直しを促進します。

【施策の方向・具体的施策】

施策の方向	具体的施策
(8) 多様なライフスタイルに対応する生涯を通じた健康づくりの促進	①リプロダクティブ・ヘルス／ライツ※ 概念に関する情報の提供 「性と生殖に関する健康／権利」概念の浸透・理解を図る広報・啓発を図ります。
	②女性の健康の保持・増進 女性は、妊娠や出産をする可能性があり、ライフサイクルを通じて男性と異なる健康上の問題に直面することに留意し、検診・指導・相談体制を更に充実させ、女性特有の疾患を予防するために職場や地域と連携してその予防に取り組めます。また、妊娠・出産・子育て期における保健医療福祉サービスの充実と安心して産み育てることができるための各種支援活動を進めます。

＜ジェンダー＞

生まれる前に決定されている生物学的な性の違い(セックス)に対して、男はこうあるべき、女はこうあるべきなどといった社会的・文化的に作られた性差のことです。このジェンダー意識にこだわりすぎると、個性や能力を発揮する妨げにもなります。

＜リプロダクティブ・ヘルス／ライツ＞

「性と生殖に関する健康／権利」と訳されています。リプロダクティブ・ヘルスとは、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つこと、安全で満足のいく性生活など、生涯を通じて身体的、精神的、社会的に良好な状態であることをいいます。リプロダクティブ・ライツとは、子どもを産むかどうか、いつ何人産むかについて選択できる自由を含むリプロダクティブ・ヘルスを享受する権利です。国際会議などにおいて提唱され、今日では、女性の人権の重要な一つとして認識されています。

	③性に関する学習機会の充実 家庭・学校や地域などで身体的・心理的・社会的な性の問題について、総合的に学習する機会の充実を図ります。
	④心身の健康づくりに対する支援 すべてのライフステージに対応し、一人ひとりが、こころとからだの両面からの健康づくりを実践するための知識の普及や啓発活動の充実を図ります。
	⑤健康を脅かす問題についての対策の促進 HIV感染、性感染症、タバコや薬物など健康を脅かす諸問題について、家庭・学校・地域が連携して啓発に取り組めます。
(9) 社会的性別（ジェンダー）を助長するような表現の見直し	①性の商品化※ 防止に向けての取組みの促進 地域の社会環境を把握し、環境浄化に努めます。
	②メディアにおける女性の人権の尊重のための取組みへの支援 メディアが自主的に女性の人権を尊重した表現をするよう、その取組みを支援します。また、学校教育・生涯学習を通じてメディア情報を主体的に収集・判断等できる能力の育成に努めます。

＜性の商品化＞

売春、ポルノ、性を強調した広告など、女性の全人格の中から性的な部分だけを切り離し、あたかも商品のように「モノ」扱いすることをいう。

基本施策Ⅱ

「男女の人権の尊重」に向けて、個人として能力を発揮する機会が確保され、仕事と生活の調和が図られる就業環境の整備に取り組みます。

働きたい人がその性別にかかわらず能力を発揮でき、希望するライフスタイルが実現できる社会づくりは、本市に暮らす一人ひとりが幸せを実感するために大変重要な課題です。

だれもが性別にかかわらず、その個性と能力を発揮する機会の確保に向けては、これまで男性を主たる労働の担い手として位置付けてきた意識や、就業を取り巻く様々な制度・慣行・慣習の見直しが求められています。

本市における就業のあらゆる分野において、女性と男性が均等な機会の下で、一層活躍でき、安心して働き、かつ、生活できるよう就業環境の整備に取り組みます。

重点課題 1. 雇用の場における男女間格差の是正に向けた環境の整備

施策の方向

- (1) 男女雇用機会均等法※等の履行確保の促進
- (2) 雇用の場における主体的な取組みを促進する支援体制の整備

平成19年4月1日から施行される改正男女雇用機会均等法では、募集・採用、配置・昇進、教育訓練、福利厚生、定年、解雇に加えて、降格、職種変更、雇用形態の変更、退職勧奨、雇止めについても性別を理由とした差別は禁止されます。

このように、性別に起因する差別が禁止され、男女間格差の是正に向けた法整備がなされる一方で、依然として性別による職種・職域の偏りや昇進の格差等が存在しています。

このような現状を踏まえて、事業所に対する男女雇用機会均等法※の履行確保に向け、その周知・徹底を図り、男女均等待遇の確保を目指すとともに、事実上生じている男女間の格差を是正するための取組みとして、ポジティブ・アクション※(積極的格差是正措置)の促進が図られるよう情報提供などの支援を積極的に展開します。

＜男女雇用機会均等法＞

正式には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」といい、女子差別撤廃条約を批准するため1985年（昭和60年）に制定され、1999年（平成11年）4月から、差別禁止規定、職場でのセクシュアル・ハラスメント防止が盛り込まれた改正法が施行されている。

また、2007年（平成19年）からは、これまでの法律が女性のみ対象とするものから、男女双方を対象とする性差別禁止法へ転換が図られた改正法が施行されます。

＜ポジティブ・アクション（積極的格差是正措置）＞

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に平等に参画する機会に関し、男女間に格差が生じている場合に、その格差を是正するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいう。

【施策の方向・具体的施策】

施 策 の 方 向	具 体 的 施 策
(1) 男女雇用機会均等法※等の履行確保の促進	①男女雇用機会均等法の周知・徹底 「男女雇用機会均等法」について広く情報を提供し、職場等に定着させるため、事業者に対して法制度の周知を図ります。
	②女性雇用労働者の母性保護と母性健康管理の促進 職場等において、女性の母性が尊重され、働きながら安心して子どもを産むことができる条件の整備を促進するよう、事業者に対して働きかけを行います。
(2) 雇用の場における主体的な取り組みを促進する支援体制の整備	①女性の職業能力開発へ促進 女性が働く場で、その能力を十分に発揮できるよう、能力開発、職域拡大や就業能力向上のための講座などを、関係機関と連携して実施します。

重点課題 2. 農林水産業・商工自営業等に従事する女性の就業環境の整備

施策の方向

- (3) 農林水産業・商工自営業従事者等の男女間格差の是正に向けた環境整備
- (4) 農林水産業・商工自営業等における企画立案・方針決定過程への女性の参画の拡大

農林水産業や商工業等の自営業に従事する女性は家族従事者として重要な役割を担っているにもかかわらず、その役割が適正に評価されていない現状があります。

このような現状を踏まえ、農林水産業・商工自営業等従事者の男女間格差の是正に向けた環境の整備を図るとともに、これまで重要な担い手でありながら企画立案・方針決定過程や経営の場に参画※する機会が少なかった女性が、主体的にあらゆる活動に参画することができるよう環境の整備に努めます。

＜参加と参画＞

「参加」は仲間として加わることですが、「参画」は、単に参加するだけでなく、企画・立案や決定にも自らの意思に関わり、意見や考えを出し、負担も責任も担い合うという積極的な態度や行動をいいます。

【施策の方向・具体的施策】

施 策 の 方 向	具 体 的 施 策
(3) 農林水産業・商工自営業従事者等の男女間格差の是正に向けた環境の整備	① 女性の労働を適正に評価する快適な就業環境の整備 農林水産業・商工自営業等で働く女性とその労働について適正な評価を受けられるように環境の整備に努めます。
	② 農業従事者が快適・安全に働くための就業環境の整備 農業に従事する女性が快適に働くことができるよう労働が軽減できる工夫をし、また、安全に就業できるよう研修や安全意識を高めるための啓発に努めます。
	③ 男女共同参画概念についての意識啓発 家庭や地域社会に残存している固定的な性別役割分担意識と、それに基づく慣行・慣習を改めることなど、あらゆる場における意識と行動の変革を進める啓発活動を行ないます。
(4) 農林水産業・商工自営業等における企画立案・方針決定過程への女性の参画※の拡大	① 女性の経営参画の促進 女性が経営や企画立案・方針決定過程に参画できるような就業環境の整備に努めます。

重点課題 3. 多様な働き方の選択を可能にする就業環境の整備

施策の方向

(5) パートタイム労働・派遣労働等、非正規雇用にかかわる就業環境の整備

(6) 女性の就業にかかわる様々な課題に対応するチャレンジ支援策の充実

近年、パートタイム労働や派遣労働等の非正規雇用に従事する人が増加しており、これらの労働者に職務や能力に応じた適正な処遇・労働条件が確保されることが就業分野における重要な課題です。

本市では、事業所に対して、非正規雇用にかかわる法制度の周知・徹底を図るなど、非正規雇用に従事する人たちの就業環境の整備に努めます。

また、結婚や出産により就業を一時中断したものの、再就職を希望する女性や、起業に関心を寄せる女性も増加していることから、女性の就業にかかわる多様な可能性や課題に対応できるよう弾力的なチャレンジ支援策の検討をし、その充実に努めます。

＜参加と参画＞

「参加」は仲間として加わることですが、「参画」は、単に参加するだけでなく、企画・立案や決定にも自らの意思で関わり、意見や考えを出し、負担も責任も担い合うという積極的な態度や行動をいいます。

【施策の方向・具体的施策】

施 策 の 方 向	具 体 的 施 策
(5) パートタイム労働・派遣労働等、非正規雇用にかかわる就業環境の整備	①パートタイム労働法※の周知・徹底 女性を取り巻く就業形態は、パートタイム労働や派遣労働等、多様化しており、その中で適正な労働条件の確保など、不利益を受けないよう関係法令の周知徹底に努めます。
	②パートタイム労働者・派遣労働者の労働条件の周知 パートタイム労働者・派遣労働者等が雇用上の不利益を受けることなく、適正な労働条件の確保や福利厚生充実など雇用条件の改善が図られるよう、事業者に働きかけます。
	③パートタイム労働者・派遣労働者に対する相談体制の整備 関係機関との連携をもとに、定期的に相談窓口を設置します。
(6) 女性の就業にかかわる様々な課題に対応するチャレンジ支援策の充実	①再就職・就業継続を希望する女性への情報提供 育児休業などの制度を活用しやすくするために職場復帰や再雇用の支援、ファミリーフレンドリー企業※の育成を支援します。
	②起業希望者への情報の提供や支援 女性の起業や事業経営に当たっての、知識の習得や情報提供など様々な支援を行います。
	③新規就農者・希望者に対する情報の提供や支援の充実 新規就農者・希望者に対する技術指導や遊休農地などの情報提供など様々な支援を行います。
	④テレワーク※、SOHO※等、新しい働き方の普及促進 ライフスタイルに応じた多様で柔軟な働き方ができるように、新しい就業形態に関する情報提供や技術の取得などの支援を行います。

＜パートタイム労働法＞

正式には「短時間労働者の雇用管理の改善に関する法律」といい、1993年（平成5年）6月に制定され、同年12月に施行されている。事業主は、パートタイム労働者を雇い入れるときは、労働条件に関する事項（労働基準法で書面による明示が義務づけられている事項を除く）を明らかにした文書を交付するように努めることなどが定められている。

＜ファミリーフレンドリー企業＞

仕事と育児・介護とを両立させることができる様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取り組みを行う企業。

＜テレワーク＞

職場以外の場所で、パソコンなどを利用して職場にいるのと同じ内容の仕事をする勤務形態をいう。

＜SOHO＞

企業に属さない個人起業家や自営業者などが情報通信ネットワークや情報通信機器を活用し、自宅や小規模な事務所で仕事をする独立自営型の就労形態。

重点課題 4. 仕事と生活の調和が図られる就業環境の整備

施策の方向

(7) 仕事と生活の両立を支える就業環境の整備

一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できる生活を送るためには、仕事とそれ以外の自己実現活動を両立できることが重要な課題です。

しかしながら、固定的な性別役割分担意識※によって、男性の多くが長時間労働を余儀なくされ、家庭的責任の多くを女性が担っている実態があり、仕事とそれ以外の活動を両立させることは困難な状況にあります。

このような現状を踏まえて、本市では、事業所や市民に対して、働き方を含めた生き方に対する意識の変革を中心に、仕事と生活の両立を支える就業環境の整備を進めます。

【施策の方向・具体的施策】

施 策 の 方 向	具 体 的 施 策
(7) 仕事と生活の両立を支える就業環境の整備	①仕事と育児・介護の両立のための雇用環境の整備 仕事と育児・介護の両立に関する意識啓発を推進するとともに、育児・介護休業の取得及び職場復帰がしやすい環境の整備や育児・介護を行う就業者が働き続けやすい環境の整備を図ります。
	②家庭・地域活動への男性の参画※の促進 これまで家庭や地域社会への参画の少なかった男性の家庭・地域活動への積極的な参画の促進を図ります。

＜固定的な性別役割分担意識＞

「男は仕事、女は家庭」というように、性別によって役割や責任を固定化してしまう概念をいう。性別役割分担意識は、一人ひとりが持つ能力や個性、適正などの違いとは関係なく性別で固定化してしまい、多様な自己実現意欲や生き方や働き方を制約し、女性の経済的自立や男性の生活レベルでの自立、精神的自立を阻害する原因にもなっている。

＜参加と参画＞

「参加」は仲間として加わることですが、「参画」は、単に参加するだけでなく、企画・立案や決定にも自らの意思に関わり、意見や考えを出し、負担も責任も担い合うという積極的な態度や行動をいいます。

基本施策Ⅲ

「男女の人権の尊重」に向けて、多様な生き方が尊重され、だれもが安心して暮らせる環境の整備に取り組みます。

近年、少子高齢化の進行や核家族の増加等、家族や地域のあり方が多様化しています。このような状況にあって、生活の基盤となる雇用環境の変化により、女性の就業率が高まり、仕事と育児・介護等の家庭生活を両立させるためには、家族の構成員が、性別にかかわらず、家族的責任を担いながら、地域全体で子育てや高齢者介護等を支えるための取組みが求められています。

本市においては、これまでも様々な福祉にかかわる施策を展開してきましたが、今後は自立への支援という視点を導入しながら、個人の多様なライフスタイルの選択に中立・公平に制度が機能するよう、多様な生き方が尊重され、誰もが安心して暮らすことができる環境の整備に取り組みます。

重点課題 1. 地域社会全体で子育てを支える環境の整備

施策の方向

- (1) 多様な子育てニーズに対応できる子育て支援策の充実
- (2) 児童虐待の防止・救済に向けた環境の整備
- (3) 地域社会全体で子どもをはぐくむ支援体制の整備

女性の社会参画が進むなかで、子育て支援環境の整備の立ち遅れ等を背景に、少子化の進行が深刻な問題となっています。

このような状況のなかで、「次世代育成支援対策推進法」が制定され、より具体的な子育ての支援体制の整備が進みつつありますが、依然として固定的な性別役割分担意識[※]が根強く、女性は仕事も家事・育児・介護もと過重労働を余儀なくされています。

また、近年、子育ての孤立化に伴う不安やストレスで起こる児童虐待が増加傾向にあり、その防止と救済に向けた取組みは緊要の課題です。

本市では、子育てにかかわる多様なニーズに対応できる子育て支援策の充実に努めるとともに、子育ての孤立化や不安の解消を図るための相談・支援体制を確立させるなど、地域社会全体で子育てを支援する環境の整備を進めます。

＜固定的な性別役割分担意識＞

「男は仕事、女は家庭」というように、性別によって役割や責任を固定化してしまう概念をいう。性別役割分担意識は、一人ひとりが持つ能力や個性、適正などの違いとは関係なく性別で固定化してしまい、多様な自己実現意欲や生き方や働き方を制約し、女性の経済的自立や男性の生活レベルでの自立、精神的自立を阻害する原因にもなっている。

【施策の方向・具体的施策】

施 策 の 方 向	具 体 的 施 策
(1) 多様な子育てニーズに対応できる子育て支援策の充実	①保育事業の充実 多様な子育てニーズに対応する保育事業の拡充に努めます。
	②放課後児童対策の充実 多様な子育てニーズに対応できるよう、児童館・児童クラブの充実を図ります。
	③子育ての支援対策 児童手当・乳幼児医療費助成事業・幼稚園就園奨励事業などで、経済的支援を行い、安心して子育てできる環境の整備を図ります。
(2) 児童虐待の防止・救済に向けた環境の整備	①子育ての孤立化や不安解消のための相談体制の充実 子育ての孤立化や不安解消を図るための相談・支援体制の充実を図るとともに、児童虐待の未然防止や再発防止を図ります。
	②児童虐待の防止に向けたネットワークの構築と情報の提供 市民に身近な地域において、児童虐待に対する取組みを進めるために、地域ネットワークの構築に取り組むとともに、地域が虐待を防止する力を持つための広報・啓発を図ります。
(3) 地域社会全体で子どもをはぐくむ支援体制の整備	①子育て支援の拠点整備 地域子育て支援センター・つどいの広場の拡充、ファミリーサポートセンター※などの整備及び子育てアドバイザーの育成を行い、地域子育ての支援体制の充実を図ります。
	②人材の活用、資質の向上 地域の高齢者や子育て経験者などが協力いただけるような体制づくりを推進します。
	③子どもを見守るための地域の連携・活動の促進 地域社会が連携を深め、子どもたちを守り育てていく体制づくりを促進します。

＜ファミリーサポートセンター＞

地域において育児の相互援助活動を行う会員組織。急な残業や子どもの病気の際など、既存の保育施設では応じきれない変動的、変則的な保育需要に対応するため、育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者からなる会員組織。

重点課題 2. 多様な生活形態が尊重され様々な生活課題に対応できる環境の整備

施策の方向

(4) ひとり親家庭の生活安定と自立に向けた支援体制の充実

(5) 単身世帯等の様々な生活課題を支援する環境の整備

個人の価値観の変化に伴い、生活形態が多様化するなか、従来の家族像や、性別役割分担を基準とした制度や慣行の見直しが求められています。

なかでも、結婚を生き方の中心とする価値観が、ひとり親家庭や未婚の単身世帯への無意識の偏見につながってきたことに十分配慮し、本市に暮らすすべての人の多様な生活形態・家族形態を尊重できる意識の啓発に取り組むとともに、ひとり親家庭等が抱えている様々な問題を解決するために、自立促進を基盤とした支援策の充実に努めます。

【施策の方向・具体的施策】

施 策 の 方 向	具 体 的 施 策
(4) ひとり親家庭の生活安定と自立に向けた支援体制の充実	①経済的・生活的自立支援の促進 ひとり親家庭が経済的・生活的に自立できるよう、児童扶養手当・各種貸付事業などによる支援を図るとともに、家庭生活を支援するヘルパー派遣制度の周知を図ります。
	②就業環境の充実 保育事業の充実や、職業能力開発等の就業支援関係事業の周知を図ります。
(5) 単身世帯等の様々な生活課題を支援する環境の整備	①多様な生活形態を支援する広報・啓発 男女共同参画概念を踏まえて、どのような生き方を選択しても生きやすい、多様な家族形態を尊重するための広報・啓発を図ります。
	②男女共同参画概念を基盤とした障がい福祉計画の履行確保 障がいの種別や程度にかかわらず、自立した生活を支援するための障がい者サービスの充実に努めます。
	③外国人居住者などへの支援 外国人の人権の尊重を図るため、国際交流団体などと連携し、外国人のための相談・情報提供の充実に努めます。

重点課題 3. 高齢期の安心・安定した地域生活を支えるための男女共同参画概念に基づく環境の整備

施策の方向

- (6) 高齢期の自立を見据えた男女共同参画概念に基づく教育・学習の充実
- (7) 高齢者の社会参画を促進する環境の整備
- (8) 男女共同参画概念を基盤にした介護環境の整備

本市における高齢化率は、平成19年3月1日現在22.26%で、今後も高齢化の更なる進行が予測されます。

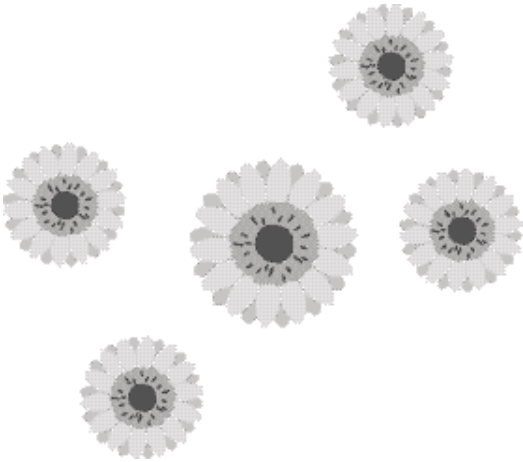
このため、介護の負担を要介護者の家族、とりわけ女性に集中することなく、地域社会全体で支える仕組みづくりが求められています。

介護者も要介護者も、住みなれた地域で個人として尊重され、安心・安定した地域生活を送ることができるよう、介護者・要介護者の人権の擁護という視点を持った仕組みづくりに取り組むとともに、高齢期の自立した生活に係る支援も超高齢社会に向けての重要な課題と位置づけ、若年期から高齢期を見据えた生活設計の推奨や、高齢者の社会参画の促進に取り組みます。

【施策の方向・具体的施策】

施 策 の 方 向	具 体 的 施 策
(6) 高齢期の自立を見据えた男女共同参画概念に基づく教育・学習の促進	① 高齢期を見据えた若年期からの生活設計の啓発 高齢期になっても自立した生活が送れるように、若年期からの生活設計について啓発を行い、高齢期の生活安定を目指します。
(7) 高齢者の社会参画を促進する環境の整備	① 高齢者の就業支援 高齢者の就業意欲や社会参画意欲に応えられる環境の整備に努めます。
	② 高齢者の生きがい活動支援策の充実 高齢者の体力維持や閉じこもり防止を促進し、ボランティア活動や高齢者クラブ・公民館活動などの社会活動に積極的に参加しやすい環境の整備に努めます。
(8) 男女共同参画概念を基盤にした介護環境の整備	① 高齢者の人権が擁護される介護の促進 高齢者一人ひとりが尊重され、男女がともに介護を担い合えるような環境の整備に努めます。

	②高齢者介護に携わる人の人権の擁護 介護職や家庭で介護を担う人々の負担軽減を目指して、地域社会全体で高齢者介護を担える体制を整備するために、介護に関わる多様な人材を育成します。また、介護分野における良好な雇用機会の創出や、家庭で介護を担う人の負担軽減のための様々な施策を展開します。
--	--



基本施策Ⅳ

「男女の人権の尊重」を踏まえて、市民協働による地域づくりに取り組み「一人ひとりが大切にされるまち日向」を目指します。

地方分権の進展は、より多様化・複雑化する地域課題を解決するために新たな地域づくりの展開を求めており、本市においても多様な主体(市民・NPO※・事業所など)による市民協働のまちづくりを促進しています。

このような状況も踏まえて策定された本計画は、「一人ひとりが大切にされるまち日向」を基本理念とし、市民協働による地域生活の視点に立った地域づくりを目指しています。

そのためには、男女を問わず多様な人の立場を考慮した政策・方針の決定・実施が可能となる環境の整備を進めるとともに、市民協働による地域づくりを図る必要があります。

重点課題 1. あらゆる分野における政策・方針決定過程への男女共同参画の促進

施策の方向

(1) 政策・方針決定過程における女性の参画※の拡大

本市では、各種審議会、協議会委員などの女性登用率 30%を目標に取り組んできました。登用率は年々上昇し、一定の成果は認められたもののいまだ十分とは言えない状況にあります。

このような現状を踏まえて、市民協働による地域づくりの促進を図るためには、これまで以上に、女性の政策・方針決定過程への女性の参画を拡大することが重要です。

そのため本市では、女性のエンパワメント※にかかる支援の充実や各種登用にかかわる慣行の見直しを行い、女性の積極的な登用や就労環境の整備を図っていく必要があります。

<NPO>

Non Profit Organization の略で「民間非営利組織」と訳されますが、NPO の概念としてどのような団体を含むかについては、様々な考えがあり、統一された使い方はありません。本計画では、NPO 法人、ボランティア団体、市民活動団体などのほか、自治公民館、PTAなども対象範囲としています。

<参加と参画>

「参加」は仲間として加わることで、「参画」は、単に参加するだけでなく、企画・立案や決定にも自らの意思で関わり、意見や考えを出し、負担も責任も担い合うという積極的な態度や行動をいいます。

<エンパワメント>

自己決定力や政治的、社会的、政治的な意思決定の場に参画する力を身につけることをいいます。

【施策の方向・具体的施策】

施策の方向	具体的施策
(1) 政策・方針決定過程における女性の参画の拡大	①女性のエンパワメント※を図る情報提供 女性のエンパワメントを図るために、広報紙やホームページなどを活用し、情報提供します。
	②女性のエンパワメントに向けた学習、交流と自主活動の支援 男女共同参画社会の実現に向けて、女性のエンパワメントを図るための講座・学習会・交流会の充実を図ります。 また、女性の地位向上や男女共同参画社会の実現に向けて活動する団体などの支援にも積極的に取り組みます。
	③あらゆる場における、女性の政策・方針決定過程への参画の推進 あらゆる場において、企画・方針を立案する段階から女性を積極的に登用するための広報・啓発を図ります。 また、男女共同参画社会を実現するため、市が率先して女性職員の役職への登用を図るとともに、研修機会等を積極的に提供します。
	④女性の人材リストの整備 女性の人材に関する幅広い情報の収集・整理・提供を行うための、人材リストを整備し、一層の充実を図ります。

重点課題 2. 市民協働による地域づくりに向けた環境の整備

施策の方向

- (2) 地域づくりへの多様な主体の参画を促進する体制の整備
- (3) 地域生活の視点に立った市民活動の促進を図る人材の育成

市民協働による地域づくりの促進に向けては、市民活動における男女共同参画の促進を図るとともに、より一層行政への市民参画を促進する体制の整備が求められています。

また、様々な地域課題の解決を目指す多様な市民活動の促進を図り、その力量形成のための人材育成に取り組む必要があります。

＜エンパワメント＞

自己決定力や政治的、社会的、政治的な意思決定の場に参画する力を身につけることをいいます。

【施策の方向・具体的施策】

施 策 の 方 向	具 体 的 施 策
(2) 地域づくりへの多様な主体の参画を促進する体制の整備	①地域づくりにおける男女共同参画の促進 地域づくりの主体となる NPO [※] 等の市民活動において男女共同参画社会づくりが促進されるよう支援を行います。
	②行政への市民参画の促進に向けた情報提供の充実 行政自らが積極的に情報を公開し、市民との情報の共有化を図るなど、市民への説明責任を果たし、より一層の公正の確保と透明性の向上を図ります。
(3) 地域生活の視点に立った市民活動の促進を図る人材の育成	①市民協働による地域づくりの促進を図る人材育成 NPO [※] 等 (NPO法人、市民活動団体、ボランティア団体) への支援やまちづくりのリーダー、男女共同参画推進リーダーの育成を行います。

＜NPO＞

Non Profit Organization の略で「民間非営利組織」と訳されますが、NPO の概念としてどのような団体を含むかについては、様々な考えがあり、統一された使い方はありません。本計画では、NPO法人、ボランティア団体、市民活動団体などのほか、自治公民館、PTAなども対象範囲としています。

第4章 計画の推進に向けて

1. 市民と連携した計画の推進

- (1) 日向市男女共同参画社会づくり懇話会と連携して、施策の推進を図ります。
- (2) 男女共同参画社会づくり推進ルーム「さんぴあ」に登録されている人や登録団体と連携して情報交換や意見交換を行い、施策の推進を図ります。
- (3) 男女共同参画推進リーダーを育成し、地域に根ざした広報・啓発活動に取り組みます。

2. 市役所内の推進体制の充実・強化

- (1) 「日向市男女共同参画行政推進会議」（助役、自治区長、教育長、部長で構成）による計画の総合調整と、「男女共同参画行政推進幹事会」（各課課長等で構成）における庁内横断的な連携機能の拡充による計画の効果的な推進に努めます。
- (2) 各課の事業・施策が男女共同参画の視点に立って行われるように、職員に対する男女共同参画に関する研修を行うなど、職員の意識啓発に努めます。
- (3) 男女共同参画社会づくり推進ルーム「さんぴあ」を拠点に、学習・情報提供・支援・相談機能の充実を図るとともに、事業によっては、各種団体との協働などを検討し、より効果的な事業の展開を進めます。

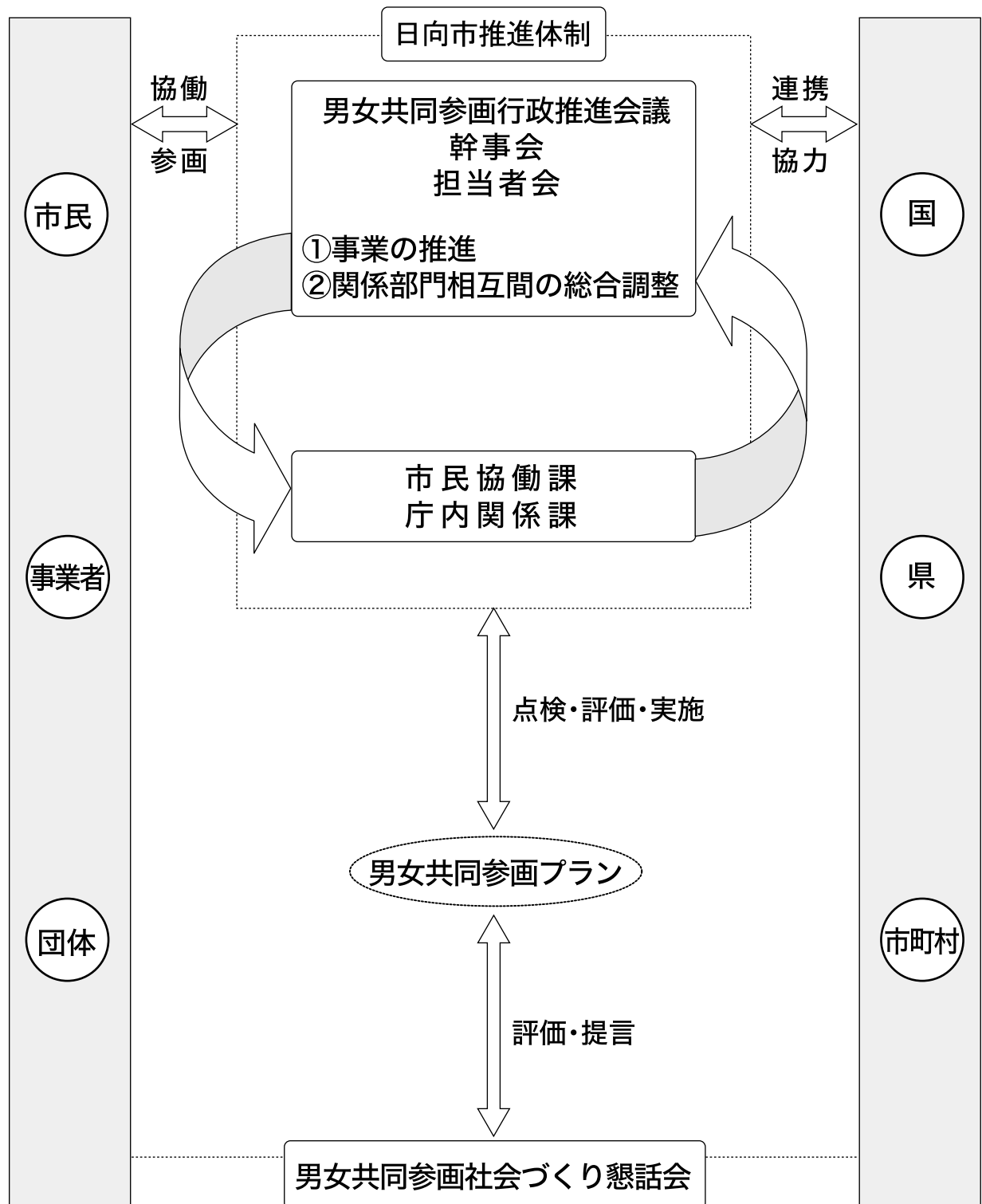
3. 国・県・近隣市町村・関係機関との連携

施策の実効をあげるために、国・県・近隣市町村・関係機関との協力体制を強化するとともに、男女共同参画の研修や啓発活動を連携して行い、広域的な視点に立った本計画の推進に努めます。

4. 進捗状況の点検・評価

本計画の施策・事業の進捗状況を的確に把握するために、毎年度「日向市男女共同参画プラン進捗状況調査」を実施し、計画の点検・評価を行います。

【計画の推進体制】



第5章 計画の数値目標

本市の男女共同参画計画を具体的に推進するために、数値目標等の設定を行います。

施策・事業等	現 状		数値目標等
	基準日	数 値	
男女共同参画推進協力校の指定		0 校	年1校
「男は仕事、女は家庭」という考えに方にとらわれない市民の割合	平成16年10月現在	52.0%	
男女共同参画センター「さんぴあ」の年間利用者数	平成17年度	4,098 人	5,000 人
事業所・団体等への出前講座等の実施回数	平成19年3月現在	年2回	年5回
家族経営協定※ 締結農家数	平成19年3月現在	14 戸	20 戸
ファミリーサポートセンター※ 会員数		0 人	300 人
子育てアドバイザーの登録者数		0 人	31 人
審議会等への女性登用目標率	平成18年3月現在	25.0%	40.0%
市女性職員の役職への登用の拡大	平成18年10月現在	11.7%	15.0%
生涯学習人材バンクの登録者数	平成18年度	99 人	120 人
男女共同参画推進リーダーの育成		0 人	10 人

＜家族経営協定＞

農業経営における家族の役割分担や労働報酬、休日等の労働条件、経営の円滑な継承等に関するルールを明確化し、農業経営の近代化を図ることを目的とするものです。女性農業者の地位の確立、向上や農業後継者の育成につながることが期待されます。

＜ファミリーサポートセンター＞

地域において育児の相互援助活動を行う会員組織。急な残業や子どもの病気の際など、既存の保育施設では応じきれない変動的、変則的な保育需要に対応するため、育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者からなる会員組織。

参 考 資 料

- 男女共同参画社会基本法
- 男女共同参画基本計画(第2次)の体系
- 日向市男女共同参画社会づくり懇話会要綱
- 日向市男女共同参画プラン策定委員会設置要綱
- 日向市男女共同参画行政推進会議設置規程
- 男女共同参画社会づくりのあゆみ
- 日向市男女共同参画プラン策定経過

男女共同参画社会基本法 (平成11年 6 月23日法律第78号)

目次

前文

第一章 総則 (第1条—第12条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策 (第13条—第20条)

第三章 男女共同参画会議 (第21条—第28条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形

成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共

団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画

社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図

るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

（議長）

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命

する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年6月23日法律第78号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法

律第7号)は、廃止する。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成13年1月6日)

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

男女共同参画基本計画(第2次)の体系

閣議決定 平成17年12月27日

第1部 基本的考え方

1. 男女共同参画基本計画の基本的考え方と経緯等
2. 男女共同参画基本計画(第2次)の構成と重点事項

第2部 施策の基本的方向と具体的施策

1. 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
 - (1) 国の施策・方針決定過程への女性の参画の拡大
 - (2) 地方公共団体における取り組みの支援、協力要請
 - (3) 企業、教育・研究機関、その他各種機関・団体等の取り組みの支援
 - (4) 調査の実施及び情報・資料の収集、提供
2. 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革
 - (1) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
 - (2) 国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開
 - (3) 法律・制度の理解促進及び相談の充実
 - (4) 男女共同参画にかかわる調査研究、情報の収集・整備・提供
3. 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
 - (1) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進
 - (2) 母性健康管理対策の推進
 - (3) 女性の能力発揮促進のための援助
 - (4) 多様な就業ニーズを踏まえた雇用環境の整備
 - (5) 起業支援等雇用以外の就業環境の整備
4. 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立
 - (1) あらゆる場における意識と行動の変革
 - (2) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
 - (3) 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備
 - (4) 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり
 - (5) 高齢者が安心して活動し、暮らせる条件の整備
5. 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援
 - (1) 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し
 - (2) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実
 - (3) 家庭生活・地域生活への男女の共同参画の促進
6. 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備
 - (1) 高齢者の社会参画に対する支援
 - (2) 高齢者が安心して暮らせる介護体制の構築
 - (3) 高齢期の所得保障
 - (4) 障害者の自立した生活支援
 - (5) 高齢者及び障害者の自立を容易にする社会基盤の整備
7. 女性に対するあらゆる暴力の根絶
 - (1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
 - (2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
 - (3) 性犯罪への対策の推進
 - (4) 売買春への対策の推進
 - (5) 人身取引への対策の推進
 - (6) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
 - (7) ストーカー行為等への対策の推進

8. 生涯を通じた女性の健康支援
 - (1) 生涯を通じた女性の健康の保持増進
 - (2) 妊娠・出産等に関する健康支援
 - (3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進
9. メディアにおける男女共同参画の推進
 - (1) 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取り組みの支援等
 - (2) 国の行政機関の作成する広報・出版物等における性差別につながらない表現の促進
10. 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
 - (1) 男女平等を推進する教育・学習
 - (2) 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実
11. 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献
 - (1) 国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透
 - (2) 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

12. 新たな取り組みを必要とする分野における男女共同参画の推進
 - (1) 科学技術
 - (2) 防災（災害復興を含む）
 - (3) 地域おこし、まちづくり、観光
 - (4) 環境

第3部 計画の推進

1. 国内本部機構の組織・機能等の拡充強化
 - (1) 男女共同参画会議の機能発揮
 - (2) 総合的な推進体制の整備・強化等
2. 国の地方公共団体、NPO、NGO に対する支援、国民の理解を深めるための取り組みの強化
3. 女性のチャレンジ支援

日向市男女共同参画社会づくり懇話会要綱

平成10年4月1日

告 示 第 36 号

(設置)

第1条 日向市の男女共同参画社会づくりに向けて、広く意見を聴いて日向市男女共同参画プランに基づく総合的施策の企画及び推進に資するため日向市男女共同参画社会づくり懇話会(以下「懇話会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について意見を述べ、男女共同参画社会づくりについて提言を行う。

- (1) 男女共同参画社会づくりに関する総合的な調整、企画及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画社会づくりの諸問題についての実態把握と調査研究に関すること。
- (3) その他、男女共同参画社会づくりに関し必要と認められること。

(構成)

第3条 懇話会は、委員15人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 市内の市民活動団体から推薦された者
- (3) 市内の事業所から推薦された者
- (4) 関係行政機関から推薦された者
- (5) 一般公募による者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とす

る。

(運営)

第4条 懇話会は、委員の互選により、会長、副会長を置く。

- 2 懇話会の会議は、必要に応じ会長が招集する。
- 3 会長は、懇話会を代表し会務を総括する。
- 4 会長は、会議の議長となる。
- 5 副会長は、会長不在の時その職務を代理する。
- 6 会長が必要と認めるときは、委員以外の関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 懇話会の事務を処理させるため、事務局を市民協働課に置く。

(補則)

第6条 この告示に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成11年6月10日告示第64号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成12年6月1日告示第78号抄)

この告示は、平成12年6月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日告示第146号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年1月23日告示第12号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

日向市男女共同参画行政推進会議設置規程

平成6年11月21日

訓令(甲)第23号

(設置)

第1条 本市における男女共同参画行政に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、日向市男女共同参画行政推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 男女共同参画行政に関する施策の総合的かつ効果的な推進に関すること。
- (2) 男女共同参画行政に関する施策の関係課相互間の連絡調整に関すること。
- (3) その他男女共同参画行政の推進に関すること。

(推進会議)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は副市長、副会長は教育長及び東郷町地域自治区長をもって充てる。
- 3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。
- 5 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 推進会議は、会長が招集し、会長が推進会議の議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、推進会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(幹事会)

第5条 推進会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、推進会議の必要な事項について調査、研究する。
- 3 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 4 幹事長は、幹事の互選により定める。

5 幹事は、別表2に掲げる職にある者及び市長が必要と認める者をもって充てる。

6 前項の市長が必要と認める者をもって充てる幹事の任期は、2年とし、再任を妨げない。

ただし、補欠幹事の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 幹事会の会議は、幹事長が招集し、幹事長が会議の議長となる。

8 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。

9 幹事長に事故あるときは、幹事のうちからあらかじめ幹事長が指名した者が、その職務を代理する。

(担当者会)

第6条 幹事会の所掌事務を円滑に推進するため、担当者会を置くことができる。

2 担当者会は、幹事会の各委員が推薦する所属職員1名ずつをもって組織する。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、市民協働課において行う。

(補則)

第8条 この訓令に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成6年11月21日から施行する。

附 則 (平成8年9月30日訓令(甲)第4号)

この訓令は、平成8年10月1日から施行する。

附 則 (平成12年12月28日訓令(甲)第14号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則 (平成14年4月1日訓令(甲)第7号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則 (平成18年4月1日訓令(甲)第27号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月23日訓令(甲)第3号)

この訓令は、公表の日から施行する。ただし、第3条第2項の改正規定中「助役」を「副市長」に改める部分は、平成19年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

日向市男女共同参画行政推進会議

総務部長

企画部長

生活環境部長

市民福祉部長

産業経済部長

建設部長

消防長

別表 2 (第 5 条関係)

幹事会

総務課長

職員課長

企画課長

市民協働課長

生涯学習課長

福祉課長

高齢者あんしん課長

健康づくり課長

市民課長

商工港湾課長

農林水産課長

建設課長

教育総務課長

学校教育課長

地域振興課長

日向市男女共同参画プラン策定委員会設置要綱

平成8年7月17日
告示第46号

(目的)

第1条 この告示は、新しい男女共同社会の実現をめざす日向市男女共同参画プランを策定するために設置する日向市男女共同参画プラン策定委員会(以下「策定委員会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、日向市男女共同参画プランの原案を策定し、これを市長に報告する。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、市民及び市職員のうちから、市長が委嘱又は任命する。

(運営)

第4条 策定委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により決定し、副会長は、委員のうちから会長が指名する者をもってあてる。

3 会長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、過半数の委員の出席で成立し、出席委員の過半数の賛成をもって議事を決する。この場合において、可否同数のときは議長の決するところによる。

(ワーキンググループ)

第6条 策定委員会に、ワーキンググループを置く。

2 ワーキンググループのメンバー(以下「メンバー」という。)は、日向市男女共同参画行政

推進会議設置規程(平成6年日向市訓令(甲)第23号)第6条第2項に規定する担当者会の委員をもって充てる。

3 市長は、必要に応じて、前項に規定するメンバー以外の市職員をメンバーに任命することができる。

4 ワーキンググループは、日向市男女共同参画プランの素案を策定し、これを策定委員会に提出する。

(任期)

第7条 委員及びメンバーの任期は、日向市男女共同参画プランが策定されるまでとする。

(事務局)

第8条 策定委員会及びワーキンググループの事務局は、市民協働課に置く。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成12年6月1日告示第78号)

(施行期日)

1 この告示は、平成12年6月1日から施行する。

(日向市男女共同参画社会づくり懇話会要綱の一部改正)

2 日向市男女共同参画社会づくり懇話会要綱(平成11年日向市告示第64号)の一部を次のように改正する。

第1条中「日向市女性基本計画」を「日向市男女共同参画プラン」に改める。

附 則(平成18年3月31日告示第146号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

プラン策定の経過

年 月 日	内 容	実 施 主 体
H16. 10.	○市民意識調査の調査(日向市)	懇話会
H18. 4.	○市広報によるプラン策定委員会委員の募集	事務局
H18. 5.	○市民意識調査の調査(東郷町域)	事務局
H18. 5. 29	○男女共同参画行政推進会議	行政推進会議
H18. 6. 1	○第1回プラン策定委員会 ○第1回プラン策定ワーキング会議	策定委員会 ワーキンググループ
H18. 7. 4	○第2回プラン策定ワーキング会議	ワーキンググループ
H18. 7. 21	○第1回男女共同参画社会づくり懇話会、 ○第2回プラン策定委員会合同研修会 ○第3回プラン策定ワーキング会議	懇話会 策定委員会 ワーキンググループ
H18. 8. 31	○第3回プラン策定委員会	策定委員会
H18. 9. 22	○市民ワークショップ(午後・夜)	策定委員会
H18. 9. 24	○中学生と意見交換(ジェンダーチェック)	子どもフォーラム実行委員会
H18. 9. 25	○女性のための相談員ワークショップ ※相談から見える課題	相談員
H18. 9. 22~27	○グループインタビュー	日向門川子ども遊センター
H18. 10. 4	○第4回プラン策定委員会	策定委員会
H18. 10. 25	○第4回プラン策定ワーキング会議	ワーキンググループ
H18. 11. 21	○第5回プラン策定委員会 ○第5回プラン策定ワーキング会議	策定委員会 ワーキンググループ
H19. 1. 12	○第6回プラン策定委員会	策定委員会
H19. 2. 1	○第7回プラン策定委員会 ○第6回プラン策定ワーキング会議	策定委員会 ワーキンググループ
H19. 3. 1	○第2回男女共同参画社会づくり懇話会	懇話会
H19. 3. 2	○男女共同参画行政推進会議幹事会	行政推進会議幹事会
H19. 3. 5	○男女共同参画行政推進会議	行政推進会議

男女共同参画社会づくりのあゆみ

年	日向市の動き	宮崎県の動き	日本の動き	世界の動き
1975年 (昭和50年)			・「婦人問題企画推進本部」設置 ・「婦人問題企画推進会議」設置 ・「総理府婦人問題担当室」設置	・国際婦人年 ・国際婦人年世界会議開催（メキシコシティ） ・「世界行動計画」採択
1976年 (昭和51年)			・「民法等の一部を改正する法律」（離婚復氏制度）の成立・施行	・国連婦人の10年スタート（～1985年）
1977年 (昭和52年)			「国内行動計画」策定 「国内行動計画前期重点目標」策定	
1978年 (昭和53年)		・「宮崎県婦人関係行政連絡会議」設置		
1979年 (昭和54年)		・県に「青少年婦人課」を設置し、婦人担当を配置 ・「婦人に関する意識等基礎調査」実施		・「女子差別撤廃条約」採択（国連第34回総会）
1980年 (昭和55年)		・宮崎県婦人問題懇話会設置 ・「働く婦人の意識に関する調査」実施	・女子差別撤廃条約署名 ・配偶者の相続分アップを内容とする改正民法成立（昭和56年施行）	・「国連婦人の10年中間年世界会議」開催（コペンハーゲン） ・「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択
1981年 (昭和56年)		・第三次総合長期計画に「婦人対策の推進」を加える ・「家庭婦人の意識に関する調査」実施	・「国内行動計画後期重点目標」策定	・女子差別撤廃条約発効 ・ILO「家族的責任を有する男女労働者の機会均等及び待遇の均等に関する条約（156号）」を採択
1982年 (昭和57年)		・「婦人に関する施策の方向―婦人行動計画―」策定		
1984年 (昭和59年)			・アジア・太平洋地域婦人国際シンポジウム開催 ・「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」施行（父母両系主義の立場をとる）	・「国連婦人の10年」の成果を検討し評価するための世界会議のためのESCAP 地域政府間準備会議開催（東京）
1985年 (昭和60年)			・生活保護基準額の男女差解消 ・国民年金法等の一部改正（女性の年金権の確立、昭和61年施行） ・「男女雇用機会均等法」公布 ・「女子差別撤廃条約」批准	・「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議開催（ナイロビ） ・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択
1986年 (昭和61年)			・「男女雇用機会均等法」施行 ・婦人問題企画推進有識者会議開催	
1987年 (昭和62年)		・「男女共同社会を築くための宮崎女性プラン」策定	・「西暦 2000年に向けての新国内行動計画」策定	
1990年 (平成 2 年)	・第 1 回日向市女性フォーラム開催（いきいき日向 輝け女性！！）			国連婦人の地位委員会「ナイロビ将来戦略」勧告案採択
1991年 (平成 3 年)	・日向市企画課に女性行政窓口設置 ・日向市女性懇話会設置	・第四次総合長期計画に「男女共同社会づくりの推進」を位置付ける ・「女性青少年課」へ課名変更 ・「みやざき女性交流活動センター」設置	・「西暦 2000年に向けての新国内行動計画」第 1 次改定 ・「育児休業法」公布	
1992年 (平成 4 年)		・「女と男ですめるサンサンひむかプラン」策定	・「育児休業法」施行	
1993年 (平成 5 年)	・日向市女性懇話会から「女性センター設置の提言」が出される		・「パートタイム労働法」公布・施行	・国連世界人権会議開催（ウィーン） ・「ウィーン宣言及び行動計画」採択
1994年 (平成 6 年)	・日向市女性行政推進会議設置 ・日向市女性基本計画策定委員会設置		・「男女共同参画室」設置 ・「男女共同参画審議会」設置 ・「男女共同参画推進本部」設置	・「開発と女性」に関する第 2 回アジア・太平洋大臣会議開催（ジャカルタ） ・「ジャカルタ宣言及び行動計画」採択 ・国際・人口開発会議開催（カイロ）

	日向市の動き	宮崎県の動き	日本の動き	世界の動き
1995年 (平成7年)		・「男女共同社会づくりのための調査」	・「育児休業法」改正（介護休業制度の法制化）	・国連人権委員会「女性に対する暴力をなくす決議」採択 ・第4回世界女性会議開催（北京） ・「北京宣言及び行動綱領」採択
1996年 (平成8年)			・男女共同参画審議会から「男女共同参画ビジョン」答申 ・「男女共同参画2000年プラン」策定	
1997年 (平成9年)	・日向市女性基本計画（1996～2000）策定 ・日向市人権尊重都市宣言 ・日向市女性センター研究会発足 ・暫定的に青少年ホーム3階に日向市男女共同社会づくり「さくら館」開設	・「ひむか女性プラン」策定	・「男女雇用機会均等法」改正 ・「介護保険法」公布 ・「労働基準法」改正	
1998年 (平成10年)	・第9回女性フォーラムにて「あったらいい女性の館」で意見交換		・「婦人週間」を「女性週間」に変更	
1999年 (平成11年)	・日向市女性懇話会から「推進ルーム設置の提言」が出される ・日向市女性センター研究会から「推進ルームの要望書」が出される ・日向市女性懇話会を「日向市男女共同参画社会づくり懇話会」（懇話会要綱）に改称 ・日向市男女共同参画社会づくり懇話会が「市民意識調査」実施	・女性青少年課に女性政策監を設置	・改正男女雇用機会均等法、改正育児・介護休業法の全面施行 ・「男女共同参画社会基本法」公布、施行 ・男女共同参画審議会が「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申	
2000年 (平成12年)		・「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」実施	・「ストーカー規制法」公布、施行 ・「男女共同参画基本計画」策定	・国連特別総会「女性2000年会議」開催（ニューヨーク） ・「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブに関する文書」採択
2001年 (平成13年)	・日向市男女共同参画プラン（2001～2005）策定 ・日向市男女共同参画社会づくり推進ルーム「さんびあ」開設 ・「さんびあ」にて「女性による女性のための相談事業」を開始	・第五次総合長期計画に「男女共同参画社会づくり」を位置付ける ・「女性政策監」を「男女共同参画監」に、「女性対策班」を「男女共同参画推進班」に改称 ・宮崎県男女共同参画センター設置	・「男女共同参画会議」設置 ・「男女共同参画局」設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布、施行 ・「育児・介護休業法」改正	
2002年 (平成14年)		・「みやざき男女共同参画プラン」策定		
2003年 (平成15年)	・「みやざき男女共同参画フェスタ2003 in 日向」開催			
2004年 (平成16年)	・日向市男女共同参画社会づくり懇話会から「条例制定の提言」が出される ・日向市男女共同参画社会づくり懇話会が「市民意識調査」実施		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正法施行	
2005年 (平成17年)		・「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」実施	・男女共同基本計画（第2次）閣議決定	
2006年 (平成18年)	・東郷町との合併			
2007年 (平成19年)	・第3次日向市男女共同参画プラン（2007～2011）策定		・改正男女雇用機会均等法施行	

